

# 土地所有者の皆様へ

## あなたの貸している土地は大丈夫ですか？

ヤードと呼ばれる周囲を鉄板等で囲み、その中で自動車等を海外輸出するため、解体・保管・コンテナ詰め作業のために使用する施設の土地は、借り受たものが多く、中には、中古自動車購入・解体・販売等に必要「古物営業法」「自動車リサイクル法」の許可を得ずに無許可で廃自動車や盗難車であることを知りながら、ドア・エンジン等をコンテナ詰めにして不正輸出している業者が確認されています。



### \* 土地賃貸借契約時及び契約後の注意事項

- 契約時の身分確認を確実に行う。
- 定期的に貸している土地を訪問し、契約者とは全く関係のない人物が使用していないか（名義貸し）、また、怪しげな人物等が出入りしていないかを確認する。

盗難車両等を不正輸出している事を知りながら、賃貸借料を受け取っている行為は、土地所有者も処罰の対象となる場合があります。

#### 違法ヤードの実態



【盗難車両の解体現場】



【油染みによる環境汚染】

問合せ先

千葉県警察本部 国際捜査課 電話 043-201-0110（内線 4783）